

生徒心得（R4）

生徒の本分を自覚し、本校生としての誇りをもって常に明るく、健康で、礼儀正しく、かつ自主的に行動して基本的な生活態度と専門技術を身につけるように心がけること。

第1章 校内生活

- 1 規律ある明朗な学校生活を送るために、まず礼儀（挨拶など）を身につけることが大切である。お互いに礼儀（挨拶など）をわきまえ、規律と秩序のある生活を送ること。
- 2 毎日始業予鈴までに登校し、始業と共に授業が受けられる態勢をとること。
- 3 始業から終業まで、許可なく校外へ出てはならない。やむを得ない事情で外出するときは、学級担任・教科担任及び生徒指導部にて所定の手続きをとること。
- 4 始業時又は各時限への遅刻及び授業中に途中退室した場合、生徒手帳の諸届欄に理由等を記入し、必ず生徒指導部に届け出て許可を受けること。教室への入室は教科担任・担任の確認を受けること。
- 5 早退するときは、学級担任・生徒指導部の順に生徒手帳の諸届欄に許可をもらって退出し、保護者の確認を受け、原則次の日学級担任に提示する。
- 6 やむを得ない理由により欠席・欠課・遅刻・早退することがあらかじめ分かっている場合、事前に生徒手帳の諸届欄に理由等を記入し保護者の確認を受け、学級担任・生徒指導部へ届け出ること。当日の欠席・遅刻の場合は学校へ保護者から連絡を入れること。 0596-23-2234（代）
- 7 授業以外に教室を使用するときは管理責任者の許可を得ること。
- 8 校内における諸活動は午後5時までとし、それ以後は校内に残らないこと。ただし、職員付添いの場合はこの限りではない。
- 9 部室は原則として始業前・放課後の部活動以外には使用しないこと。
- 10 休日に校舎、校庭を使用する場合、責任者は必ず職員に申し出て許可を得ること。使用後は後片付けを確実にやり、終わったことを報告すること。
- 11 自転車で登下校する者は、生徒指導部に届けを出し、2か所施錠して指定の自転車置き場に駐輪すること。
- 12 印刷物・ポスター等を掲示する場合は生徒指導部へ届け出て許可をもらうこと。
- 13 校舎・校具を破損した者は直ちにその旨を学級担任又は管理担当職員に報告すること。

第2章 校外生活

- 1 校外においても本校生としての誇りを持って高校生らしい態度をとるように心がけること。
- 2 下宿生は規則正しい生活を心掛け、高校生としての本分を怠らないよう心がけること。

また下宿先を変更したときは学級担任を通じ生徒指導部へ届け出ること。

- 3 外出のときは行き先・帰宅時刻等を保護者に告げ、午後 10 時までには帰宅すること。やむを得ない場合は保護者同伴とすること。午後 10 時から午前 5 時までは深夜徘徊で補導対象となる。
- 4 交通安全には特に気をつけ、交通法規並びに学校の指示事項を厳守すること。
- 5 次の行為をした場合は懲戒（処分としての懲戒・指導としての懲戒）の対象となる。

①犯罪行為

万引き、自転車・オートバイ盗、占有離脱物横領、強盗、暴力・傷害、恐喝・金品強要
不正乗車等

②ぐ犯・不良行為

飲酒、喫煙、飲酒・喫煙に類する行為、器物破損、いじめ、迷惑行為、SNS による誹謗中傷、
喧嘩、暴言、薬物乱用（危険ドラッグ・シンナー等）、深夜徘徊（午後 10 時以降の外出）
怠学等

③その他

考査不正行為、無断免許取得、無断アルバイト、指導拒否、定員外乗車等

- 6 アルバイトは原則として認めない。但し、やむを得ない事情がある場合は学級担任に相談し、生徒指導部へ申し出て学校長の許可を受けること。

第 3 章 身だしなみ（服装・頭髪等）

- 1 服装は本校指定の制服とする。

（制服着用時は、第 5 章 制服規定 参照）

- 2 上履きは学年で色分けした指定のスリッパを使用すること。

- 3 頭髪の基準は以下の通りです。

①清潔・端正なものとし、染色やパーマ（アイロン）などの不自然な髪加工はしない。

②奇抜で極端な髪型、不自然な髪型、変形カットは禁止とし、整髪料による過度な加工をしない。

③眉毛は剃ったり、切ったりしない。

- 4 装飾品等

①化粧（色付きリップクリーム含む）及び色付きコンタクトレンズの使用は認めない。

②ピアス・指輪・ネックレス等装飾品の着用は認めない。

③ピアス穴は開けてはならない。

5 所持品

- (1) 生徒手帳・生徒証明書は常に携帯すること。
- (2) 所持品は、学年・組・名前を明記し、自身で責任をもって管理すること。
- (3) 貴重品や不必要な多額の金銭は持参しないこと。
- (4) 生徒相互間の金銭や物品の貸し借りをしないこと。
- (5) 校内では携帯電話の電源を切り鞆へ入れること（校内使用禁止）。

第4章 交通事故防止と交通安全のために学校で指導していること

【学校における安全教育の目標】

- (1) 人命を尊重し、社会のルールを守る。
- (2) 人への思いやりなどの道徳心を養う。
- (3) 豊かな人間性を育てる。

1 自転車通学について

- (1) 希望生徒は本校の規定に従い、保護者責任に基づき自転車登録を行い自転車通学ができる。
- (2) 自転車点検項目（安全点検、ツーロック、防犯登録、雨合羽等）
- (3) 道路交通法に基づき以下の「危険行為」は行わない。

①右側通行（逆走）・歩行者用路側帯通行・「通行可」標識のない歩道通行等

②「歩行者優先」のルールを守らない

③「一時停止」ライン無視・信号無視

④「通行禁止」の道路通行、道路標識に従わない

⑤ブレーキのない、またはきかない自転車走行

⑥不適切な運転操作の結果、事故などの危険を招く「安全運転義務違反」

（スマホ等の操作運転・イヤホン運転・二人乗り・傘さし運転・並進走行・無灯火
・あおり運転など）

- (4) 自転車損害賠償保険等へ加入すること

2 免許を必要とする四輪自動車等（二輪車も含む）について

- (1) 四輪自動車について

在学中は四輪自動車免許の取得を原則として禁止する。ただし、次の場合は事情により許可することもある。

①卒業後ただちに就職又は家業に従事して運転免許を必要とする者。

②事業所から採用の条件として運転免許を必要とする者。

◎ 免許を取るとき

①生徒・保護者は四輪運転免許取得の説明会を受ける。

②誓約書、許可願を学校に提出し、学校の許可を得る。

③自動車学校へ入校し教育訓練を受ける。

④自動車学校へ申し込むとき許可証を受付に提出する。

◎ 自動車学校へ通学する時期

①3年生の10月1日以降とする。

②本校が定める期間や指示がある時は、通学してはいけない。ただし、修了検定、卒業検定の受験は、手続き後許可を受けた時のみ欠席を認める。

③学校行事を優先すること。

◎ 運転について

①在学中の四輪自動車の運転を一切認めない。

(2) 二輪車について

在学中は二輪車等の運転免許取得については原則禁止する。ただし、通学に際し、最寄りのバス停・鉄道の駅までが遠いなどの特殊な事情がある場合については、原動機付き自転車免許取得の特別許可を検討する。

第5章 制服規定

1 目的 この規定は、校内外の学習活動及び登下校（休業日を含む）の際に制服を正しく着用することを目的とする。

2 服装期間 服装期間は、次のとおりとする。移行期間については、毎年、期日を決定し通知する。

(1) 冬服期間 10月中旬～5月中旬

(2) 夏服期間 6月中旬～9月中旬

(3) 移行期間 5月中旬～6月中旬（夏移行期） 9月中旬～10月中旬（冬移行期）

3 規定

(1) 冬服期間の制服は次のとおりとする。

①Aタイプ（詰襟型）

1) 上着 学校指定で左胸にITHのロゴ入り、詰襟学生服（グレー）を着用する。

2) ボタン 校章入り反射ボタン（5つ）を、5つともすべて留める。

- 3) 科 章 学年色別の科章を、左胸ポケットに取り付ける。
- 4) シャツ 学校指定で左胸に ITH の学年色別科別ロゴ入りの長袖ボタンダウンシャツを着用する。一番上のボタン以外すべて留め、裾をズボンに入れる。
- 5) セーター・ベスト シャツの上に学校指定のセーター・ベストの着用は認める。
- 6) ベルト 華美な装飾のないベルトを締める。
- 7) ズボン 学校指定のスラックスで、裾が地面にすらないよう、腰の上でずらさずはく。
- 8) 靴 下 華美でないものを履く。
- 9) 靴 運動靴又は革靴を履く。(スリッパ・ハイカットは認めない)

②Bタイプ (ブレザー型)

- 1) 上 着 学校指定の左胸に ITH のロゴ入り、ブレザー (グレー) を着用する。
- 2) ボタン 校章入り反射ボタン (3つ) を、3つともすべて留める。
- 3) 科 章 Aタイプと同様とする。
- 4) シャツ Aタイプと同様とする。
- 5) セーター・ベスト Aタイプと同様とする。
- 6) スカート 学校指定のスカートで、丈は膝頭中央程度とし、ウエスト部分や裾を折ったりしないように着用する。
- 7) ズボン 学校指定のスラックスでもよい。裾が地面にすらないよう、腰の上でずらさずはく。
- 8) 靴下・靴 Aタイプと同様とする。

(2) 夏服期間の制服は次のとおりとする。

①Aタイプ (詰襟型)

- 1) シャツ 学校指定で左胸に ITH の学年色別科別ロゴ入りの半袖ボタンダウンシャツを着用する。一番上のボタン以外すべて留め、裾をズボンに入れる。インナーは華美でないものとし、袖・襟からインナーが出てはいけない。
- 2) ベルト Aタイプ冬服規定と同様とする。
- 3) ズボン 学校指定の夏スラックス (冬スラックスでも可) で、裾が地面にすらないよう、腰の上でずらさず穿く。
- 4) 靴下・靴 Aタイプ冬服規定と同様とする。

②Bタイプ (ブレザー型)

- 1) シャツ 学校指定で左胸に ITH の学年色別科別ロゴ入りの半袖オープンシャツを着用する。ボタンをすべて留め、裾・袖・襟からインナーが出てはいけない。

2) スカート 学校指定の夏スカート（冬スカート・スラックスでも可）を着用する。
着用方法は、Bタイプ冬服規程と同様とする。

3) 靴下・靴 Bタイプ冬服規定と同様とする。

(3) 移行期間の制服は次のとおりとする。

①Aタイプ（詰襟型）

1) 上 着 冬服夏服どちらの仕様でもよい。学校指定の長袖シャツのみでもよい。
シャツの上に学校指定のベスト・セーターの着用を認める。

2) ベルト Aタイプ冬服規定と同様とする。

3) ズボン 冬服夏服どちらの仕様でもよい。

4) 靴下・靴 Aタイプ冬服規定と同様とする。

②Bタイプ（ブレザー型）

1) 上 着 冬服夏服どちらの仕様でもよい。学校指定の長袖シャツのみでもよい。
シャツの上に学校指定のベスト・セーターの着用を認める。

2) スカート・ズボン 冬服夏服どちらの仕様でもよい。

3) 靴下・靴 Bタイプ冬服規定と同様とする。

4 異装許可 異装する場合は、始業前に生徒指導部にて所定の異装許可の
手続きを、必ず行うこと。

5 防寒具 冬服期間における防寒具の制限は次のとおりとする。

(1) 華美でない市販のジャンパー、コート、マフラー、手袋の着用を認める。

(2) 防寒具は校舎内では着用しない。

6 靴 登下校時、必ず靴を持つこと。スポーツバック、リュックでもよい。

教科書などが十分に入る大きさで、ファスナー等で閉まるものが望ましい。

7 違反行為 次のような服装規定違反がある場合、着用を認めない。

(1) ズボンのウエストが必要以上に大きい等、明らかにサイズ違いの場合

(2) スカートを切り、短く加工している等、制服の形態が変形している場合

(3) その他、学校指定品に対し、不必要な加工を行った場合